第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（１）子育ての支援**
中項目（１）	**１．本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。**
中項目（２）	**（１）子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり**
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①中央児童館の活用	**子育て支援課**	中央児童館は、児童健全育成の拠点として重要な施設です。中央児童館の整備も含め、児童健全育成の拠点として、より活用します。	延べ利用人数11,570人（内訳　任意利用6,046人　行事・イベント3,358人　クラブ活動860人　ジュニアリーダー養成研修会341人、体力増進活動965人）	市内１か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。	市内１か所において、児童健全育成の拠点として各種子育て支援サービスを実施する。
②放課後子ども教室の充実	**社会教育課**	地域住民等の参画を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動等で交流する安心安全な放課後の活動拠点（居場所）を確保します。市内全小学校区において実施し、国が定める「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。	全小学校区において実施。 放課後児童クラブとの連携型事業を3小学校区において実施（東、高台寺、神島田）。	全小学校区において実施。 放課後児童クラブとの連携型事業を実施。	全小学校区において実施。 放課後児童クラブとの連携型事業を実施。
③放課後児童クラブの充実	**子育て支援課**	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置しています。引き続き全小学校区に設置します。今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ります。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを８小学校区9クラブで実施し、児童に安心・安全な居場所を提供した。 登録児童数548人（4月1日現在）	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを８小学校区9クラブで実施し、児童に安心・安全な居場所を提供する。	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを８小学校区9クラブで実施し、児童に安心・安全な居場所を提供する。
④長期休暇期間の小学生の居場所の提供	**子育て支援課**	長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。	夏休み子どもの居場所づくり事業参加者262人。 春休み子どもの居場所づくり事業参加者159人。	夏休みこどもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、高台寺小で定員237名で実施)。 春休みこどもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、高台寺小で定員237名で実施)。	夏休みこどもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、高台寺小で定員237名で実施)。 春休みこどもの居場所づくり事業(中央児童館、東小、西小、蛭間小、高台寺小で定員237名で実施)。
⑤学校体育施設の開放	**社会教育課**	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供した。年間を通じ、グラウンドや体育館等をあわせ、4,554回の利用があった。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。	市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、子どもから大人まで主体的にスポーツに親しむ機会を提供する。
⑥図書館の活用	**社会教育課**	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施します。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施した。 (延80回、延641人が参加) （おはなし会、ざっくざくのおはなし会、朗読会、おはなしにこにこ、神守のおはなしにこにこ、神守のおはなし会、英語のおはなし会、真夏のこわ～いおはなし会）	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。	子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施する。
⑦ふくししくん広場の充実	**福祉課** **（社会福祉協議会）**	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りのために、津島市社会福祉協議会が開催する「ふくししくん広場」について支援します。	親子等で楽しめる催しやおもちゃ遊びを通してふれあいの場を提供した。 ・開催回数：月１回、年間計12回 ・延べ参加者数：161人	親子等で楽しめる催しや、おもちゃ遊びを通してふれあう場の提供、親同士等のネットワーク作りの支援のほか、催しを通してボランティア等の活躍の場を提供する。	親子等で楽しめる催しや、おもちゃ遊びを通してふれあう場の提供、親同士等のネットワーク作りの支援のほか、催しを通してボランティア等の活躍の場を提供する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（１）子育ての支援**
中項目（１）	**１．本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。**
中項目（２）	**（２）子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援**
小項目	**❶学校等における支援**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①豊かな心の育成	**学校教育課**	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め､子どもの心に響く教育活動の充実を図ります。	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く（空木マイカ氏：ラジオDJ）等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め､子どもの心に響く教育活動の充実を図った。	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め､子どもの心に響く教育活動の充実を図る。	子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め､子どもの心に響く教育活動の充実を図る。
②教育支援センターの充実	**学校教育課**	様々な要因により、登校できない状態にある児童生徒及びその保護者を対象として、相談、助言、指導を行い、子どもたちの様々な学びの場や居場所となるよう、「学校以外の学びの場」を充実します。	市内２か所で教育支援センター（生涯学習センター、科学館）を引き続き設置する。市内４か所で校内教育支援センターを引き続き設置した。	市内２か所で教育支援センター（生涯学習センター、科学館）を引き続き設置する。市内４か所で校内教育支援センターを引き続き設置する。	市内２か所で教育支援センター（生涯学習センター、科学館）を引き続き設置する。市内４か所で校内教育支援センターを引き続き設置する。
③健やかな体の育成	**学校教育課**	子どもの体力の増進が望まれる中、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため､優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め､地域のスポーツ活動を充実します。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取組を行った。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取組を行う。	子どもの頃から基礎体力を向上し、健康な身体を維持していくよう取組を行う。
④地域の人材の活用	**学校教育課**	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力を身に付けさせるために、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材を活用して学校教育の充実を図ります。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図った。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。	各学校において、本の読み聞かせや伝統的な遊びの指導など地域の方の協力を得て、学習や部活動等の学校教育の充実を図る。
⑤外国語指導助手（ALT）の活用	**学校教育課**	ＡＬＴの市内全小中学校への派遣を継続します。	4名の外国語指導助手（ＡＬＴ）が市内の全８校の小学校、全４校の中学校で勤務し外国語指導を行う。	4名の外国語指導助手（ＡＬＴ）が市内の全８校の小学校、全４校の中学校で勤務し外国語指導を行う。	６名の外国語指導助手（ＡＬＴ）が市内の全８校の小学校、全４校の中学校で勤務し外国語指導を行う。
⑥地域に根ざした学校づくり	**学校教育課**	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした学校づくりを進めます。	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取組を進めた。	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取組を進める。	コミュニティスクール等、地域学校協働本部が中心となり、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる取組を進める。
⑦福祉実践教室等の福祉教育の充実	**福祉課** **（社会福祉協議会）**	児童生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実を図ります。	実施校：小学校　７校　計８回 中学校　２校　計２回 高等学校 １校　計６回 内容　：車いす、点字、盲導犬、要約筆記、視覚障がい者ガイドヘルプ、手話、高齢者疑似体験	小・中学校及び高等学校にて、福祉を体感する機会を提供する。車いす、手話、点字、要約筆記、視覚障がい者ガイドヘルプ、高齢者疑似体験及び医療・福祉団体等関係者による講話など、成長の段階に応じた福祉教育を行う。 対象となる小学校8校、中学校４校、高等学校３校のうち、申し込みのあった学校へ向けて説明会を開催。 児童生徒の学びたい内容が提供できるよう、また、講師の意見も取り入れて、意欲的に参加できる内容となるよう取り組む。	小・中学校及び高等学校にて、福祉を体感する機会を提供する。車いす、手話、点字、要約筆記、視覚障がい者ガイドヘルプ、高齢者疑似体験及び医療・福祉団体等関係者による講話など、成長の段階に応じた福祉教育を行う。 対象となる小学校8校、中学校４校、高等学校３校のうち、申し込みのあった学校へ向けて説明会を開催。 児童生徒の学びたい内容が提供できるよう、また、講師の意見も取り入れて、意欲的に参加できる内容となるよう取り組む。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（１）子育ての支援**
中項目（１）	**１．本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。**
中項目（２）	**（２）子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援**
小項目	**❷地域における支援**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①異年齢世代交流の機会の提供	**幼児保育課**	保育所・認定こども園や幼稚園及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行います。	新開こども園：老人施設訪問2回実施、中学生の職場体験を受け入れた。 共存園保育所：敬老訪問1回、敬老クラブ交流１回実施、南小学校運動会への招待を受け、交流を行った。	新開こども園：老人施設訪問、中学生の職場体験受入れについて実施予定。 共存園保育所：敬老訪問、南小学校、敬老クラブ交流について実施予定。	新開こども園：老人施設訪問、中学生の職場体験受入れについて実施予定。 共存園保育所：敬老訪問、南小学校、敬老クラブ交流について実施予定。
	学校教育課		次年度新１年生の園児が小学校の見学を行い、小学生が次年度新１年生の園児に対してランドセルをかける体験を行った。また、中学生がおもちゃを作りこども園や保育園に赴き交流するなど、異年齢との交流を行った。	継続して実施する。	継続して実施する。
②地域のスポーツ活動の支援	**社会教育課**	地域住民等が自主的・主体的に運営する総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。	総合型地域スポーツクラブでは、気軽に楽しめるスポーツ13種目を合計140回開催し、子どもから高齢者まで延べ3,858人が参加した。 スポーツ少年団は、５種目の団体が多くの練習や交流試合を実施することができた。 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援することにより、子どもたちや親子でスポーツを楽しめる機会を提供することができた。	総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動支援を継続し、スポーツを通じて子どもたち同士、親子、異世代での交流の場を提供する。	総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動支援を継続し、スポーツを通じて子どもたち同士、親子、異世代での交流の場を提供する。
③親子で一緒に体験できるイベントの実施	**社会教育課**	子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル！等を実施します。	令和８年２月7日（土）につしまおやこワクワク体験活動フェスティバルを津島市文化会館にて開催した。	「つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル！」は事業見直しのため中止する。	「つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル！」は事業見直しのため中止する。
④郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進	**社会教育課**	郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。	地域の祭りについての理解を深めるため、小学生を対象に愛西市と共催して、「祭りを学ぶ」を実施し、33人が参加した。 6月21日（土） クイズで学ぶ天王祭・車楽舟パズル 6月28日（土） 津島祭礼図屏風鑑賞・鉾持ち体験 7月27日（日） 朝祭見学	地域の祭りについての理解を深めるため、小学生を対象に愛西市と共催して、「祭りを学ぶ」を実施する。 6月27日（土） 天王祭の歴史・能や奏楽について・楽器体験 7月11日（土） 絵や写真で見る天王祭 7月26日（日） 朝祭見学	「祭りを学ぶ」と題して、小学生を対象に、地域の祭りについての理解を深める事業を実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑤多文化共生の推進	**観光・プロモーション課**	国際的な相互理解と信頼を深め、将来を担う人としてふさわしい国際感覚を身につけることを目的に、姉妹都市である米国カリフォルニア州ハーキュリーズ市との交流事業を行います。 また、津島市国際交流協会等が開催する外国籍の小中学生の日本語教室について支援します。	姉妹都市交流は、今後の交流方針やオンライン交流事業の実施について、ハーキュリーズ姉妹都市協会とメールを使って協議を行った。 日本語教室は、外国籍の小中学生を対象に、計38回、延べ294人（児童・生徒289人、親５人）の参加があった。 また、藤浪中学校と暁中学校で国際理解教育出前授業を行い、藤浪中学校では計107人（生徒92人、他15人）、暁中学校では計350人（生徒311人、他39人）の参加があった。	オンラインを使った交流事業の実現に向けて、ハーキュリーズ市やハーキュリーズ姉妹都市協会と協議、検討を進めていく。 外国籍の小中学生を対象に、日本語教室を開催する。 天王中学校で、国際理解教育出前授業を開催する。	外国籍の小中学生を対象に、日本語教室を開催する。 国際理解教育出前授業は、開催中学校を順番に変えながら継続して実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（１）子育ての支援**
中項目（１）	**１．本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。**
中項目（２）	**（２）子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援**
小項目	**❸障がい児等施策の充実**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①障がい児保育の促進	**福祉課**	保育所・認定こども園及び幼稚園と障がい児通所施設との連携を一層深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れができるよう進めます。 また、保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合の利用料無償化の対象年齢の拡大について、実施できるように努めます。	障がい福祉サービス支給決定者数268人 内訳：児童発達支援80人 放課後等デイサービス181人 保育所訪問支援２人 保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合、３歳以上児に利用料無償化を実施している。	各々の症状や希望沿ったサービスの提供に努める。	各々の症状や希望沿ったサービスの提供に努める。
	幼児保育課		市内15保育所・認定こども園及び幼稚園で83名の障がい児を受け入れした。また、障がい児保育の促進のため、青い鳥療育支援事業（6園）やあいち発達障害者支援センター事例検討事業（1園）を活用したり、巡回型保育士・保育教諭研修（6園）を実施し、障がい児保育の相談・検討及び関係機関との連携を図った。	市内15保育所・認定こども園及び幼稚園の すべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。	市内15保育所・認定こども園及び幼稚園の すべての施設で障がい児の受け入れをできるよう進める。また、障がい児保育が、適切な環境下において、一人一人の子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、保育が進められるよう、研修の充実を図る。また、関係機関との連携が図れる機会を設ける。
②特別児童扶養手当の支給	**子育て支援課**	重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）を監護している方への手当支給について、今後も継続して実施します。	重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を監護している方へ、特別児童扶養手当を受給者数136件（児童153人）に支給した。	重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を監護している方へ特別児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図る。	重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を監護している方へ特別児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図る。
③障害児福祉手当の支給	**福祉課**	重度の障がいを持つ児童（20歳未満）への手当支給について、今後も継続して実施します。	障がい児福祉手当支給実人数　28人	重度の障害のある児童（20歳未満）への手当支給について、今後も継続して実施します。	重度の障害のある児童（20歳未満）への手当支給について、今後も継続して実施します。
④障がい者医療費の支給	**保険年金課**	障がいを持つ児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	障がい者医療費の助成を行った。 障がい者医療費受給対象者数685人、うちこども75人 （令和８年３月時点）	障がいを持つ児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	障がいを持つ児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。
⑤特別支援教育就学奨励費の支給	**学校教育課**	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費･学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施します。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市内の小中学校に通う児童生徒81人に対し、前期分と後期分を合わせて、1,515,073円を支給した。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費･学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費･学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施する。
⑥小児慢性特定疾病医療費の支給	**保険年金課**	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を行った。（支給実人数４人）	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。	小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑦未熟児養育医療費の支給	**保険年金課**	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の支給を今後も継続して実施します。	医療を必要とする未熟児の医療費を支給した。 (受給者数12人)	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の支給を今後も継続して実施します。	医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の支給を今後も継続して実施します。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	**❶子育て支援サービス**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実	**子育て支援課**	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない支援をワンストップで行う「こども家庭センター事業」を総合保健福祉センターで実施しています。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげていきます。	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までのすべての相談に応じ、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援の実施に努めた。(新規相談件数381件、延相談件数1,594件)	妊娠期から子育て期までのすべての相談に応じ、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を継続して実施する。	妊娠期から子育て期までのすべての相談に応じ、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を継続して実施する。
	健康推進課		こども家庭センター、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。	こども家庭センター、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。	こども家庭センター、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。
②津島おでかけタクシー事業の実施	**福祉課**	妊産婦、高齢者、障がい者を対象に、通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、津島市内のタクシー移動について、津島おでかけタクシー事業を実施します。	・津島市に住所のある妊婦及び出産後一年未満の産婦に対して、申請に基づき津島おでかけタクシーの利用登録証を発行し、日常的な外出を支援した。 ・令和７年度末の登録者数（妊産婦）：３７人	津島おでかけタクシーを利用することにより、妊産婦の通院や買い物などの日常的な外出を支援していく。	津島おでかけタクシーを利用することにより、妊産婦の通院や買い物などの日常的な外出を支援していく。
③０歳児選べる子育てサポート定期便事業の実施	**幼児保育課**	０歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援します。	生後2か月・6か月・10か月頃に家庭に訪問し、子育て用品の配布や子育て情報の提供、育児相談などを行い、相談の内容を関係機関で共有および内容を精査し、関係機関に繋げた。訪問件数733件（子育て支援課186件、幼児保育課374件、健康推進課173件）。	０歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援する。	０歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援する。
④地域子育て支援センターの充実	**幼児保育課**	子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ります。	東西子育て支援センターの自由来所は親子で延べ15,156人。親子遊び講座185人、親子音楽会319人、育児講座は参加数13人、青空保育は親子で209人、支援ひろば77人、ちびっこるーむ14人、はじめの一歩親子で74人、つしっぴーるーむ（旧：親子交流教室）は22人の参加であった。相談事業として育児相談は随時相談を受けているが171人、個別相談は予約制で72人であった。 くるくるクローゼットは、期間限定のイベントから常時開催に変更をし、262着がリサイクルされた。	親子遊び講座、育児講座、はじめの一歩、移動支援センター、親子音楽会、つしっぴーるーむ、ぱぱ・まま講座やちびっこるーむ、については、引き続き予約制とする。 その他にも、誕生日会、あそび体験、こどもまんなか講座等を引き続き開催する。また、新規事業として、つしっぴー（baby）るーむでは１クール６回の講座を５クール開催する。子育てサークル（多胎児サークルをなど）の育成をする。	つしっぴーるーむの場や育児相談、子育てに関する情報提供、サークル育成等、拠点として事業内容の充実を図る。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑤子育て支援サービスの情報提供の充実	**幼児保育課**	子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイトを構築し、積極的な情報提供に努めます。 子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。 パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウエブサイト「つしまっち」公開。また、YouTubeやインスタグラム、ＬＩＮＥを活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育てカレンダー、支援センターだより「すくすく」を毎月発行した。 ホームページ・市政のひろばで情報提供 子育てガイドブック令和７年4月3,500部発行	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウエブサイト「つしまっち」公開。また、YouTubeやインスタグラムなど世情にあった発信方法を活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育子育てカレンダー、支援センターだより「すくすく」を毎月発行する。 ホームページ・市政のひろばで情報提供する。 子育てガイドブック令和８年4月3,500部発行予定です。	妊娠期から子育て世代を対象に、子育て支援アプリ及びウエブサイト「つしまっち」公開。また、YouTubeやインスタグラムなど世情にあった発信方法を活用し子育て支援センターの活動や子育てに関する情報を提供する。子育子育てカレンダー、支援センターだより「すくすく」を毎月発行する。 ホームページ・市政のひろばで情報提供する。 子育てガイドブック令和９年4月3,500部発行予定です。
⑥切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	**健康推進課**	妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつなぎを、妊娠期から大切にします。 また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。	妊婦とその家族の不安解消のため、HAPPYマタニティ教室（両親教室）を６回開催した。助産師等が妊産婦の妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、家庭訪問等により相談を行う産前産後サポート事業としてアウトリーチ型を延べ23人、デイサービス型（集団）を年17回、延べ332人、デイサービス型（個別）を延べ96人に対して実施した。妊娠届出時に子育て支援センターを紹介し、地域の子育てサービスへつないだ。１歳６か月児健康診査で、保護者に向けて生活習慣を整える大切さについて集団指導をした。やせや喫煙などの生活習慣病改善のためにHAPPYマタニティに加え、市内小中学校に食生活やたばこの害について教育を行った。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。産前産後サポート事業において、デイサービス型を継続して年18回講座を行う。１歳６か月児健康診査にて生活習慣の大切さを啓発、また思春期から、生活習慣改善の啓発を継続していく。市内小中学校に食生活やたばこの害について教育を行う予定。	妊婦とその家族に対して、両親教室や相談等を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。産前産後サポート事業において、デイサービス型を継続して年18回講座を行う。１歳６か月児健康診査にて生活習慣の大切さを啓発、また思春期から、生活習慣改善の啓発を継続していく。市内小中学校に食生活やたばこの害について教育を行う予定。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	**❶子育て支援サービス**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
⑦子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	子育て支援課	こども家庭センターにおいて、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔の見えるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。	こども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期までの家庭に対する相談に応じ、対象者に合わせて必要な情報提供や地域の子育てサービスの周知を実施し、安心して出産・育児ができる地域づくりに努めた。	こども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期までの家庭に対する相談に応じ、対象者に合わせて必要な情報提供や地域の子育てサービスの周知を実施し、安心して出産・育児ができる地域づくりに継続して努める。	こども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期までの家庭に対する相談に応じ、対象者に合わせて必要な情報提供や地域の子育てサービスの周知を実施し、安心して出産・育児ができる地域づくりに継続して努める。
	幼児保育課		事業として『津島市子育てサポート選べる定期便』を施行。生後2か月・6か月・10か月頃に家庭に訪問し、子育て用品の配布や子育て情報の提供、育児相談などを行い、相談の内容を関係機関で共有および内容を精査し、関係機関に繋げた。訪問件数733件（子育て支援課186件、幼児保育課374件、健康推進課173件）。	０歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援する。	０歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援する。
	健康推進課		母子健康手帳の交付時に、地区担当保健師の周知を行い、孤立防止に努めた。また、子育て支援サービス機関や医療機関等に出向き、地域で安心して出産・育児ができるような連携を図った。	関係機関と連携を図り、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努める。	関係機関と連携を図り、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援と地域づくりに努める。
⑧子育てサークルの育成	**幼児保育課**	各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。	多胎児サークルに関しては、年2回の多胎児交流会を予定した。参加を募る手紙を配布し、5組(10人）が参加した。1.2歳を過ぎると保護者の仕事復帰が要因となり、2回目は１組のみであったため中止となった。	子育てが孤立させないよう同じ年頃の子どもをもつ保護者が情報交換をしたり、円滑な活動ができるように支援をする。 現在4サークル（うち令和8年度１サークル立ち上げ） 土日開催可能など母親・父親のニーズに合わせながら随時実施していく。	サークル交流会を企画し、サークル活動の充実と共に、子育てお悩みを解消できるように相談や意見、情報交換をしていく。
⑨子育てサロンの開催	**子育て支援課**	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。	蛭間地区コミュニティセンターで、地域の主任児童委員を中心に子育てサロン「おたまじゃくし」を開催した。全12回開催。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。 全12回開催予定。ストレッチ、親子ヨガ、食生活相談など。	地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催する。
⑩園開放の継続	**幼児保育課**	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園・幼稚園等の園庭、園舎を開放します。	新開こども園の園開放来所未就園児　23名・ 保護者　22名　共存園保育所来所未就園児　13名・ 保護者　　9名	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園等の園庭、園舎を開放する。	子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園等の園庭、園舎を開放する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑪使用済み紙おむつの保護者持ち帰り廃止	**幼児保育課**	保育所等における使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、保護者や保育士の負担を軽減します。	０～２歳児童を対象に、民間保育所１か所、民間認定こども園８か所、小規模保育所１か所で実施し、延べ4,739名、一時預かり事業で839名、病児保育事業で23名が利用した。	0～２歳児童を対象に使用済みおむつの処分費を補助することにより、保護者が使用済みおむつを持ち帰りする手間をなくし、子育て世帯を支援する。 また、保護者のおむつ等の持参の負担、園でのおむつ等の管理等の負担を軽減するため、おむつ等の定額利用について検討する。	0～２歳児童を対象におむつ等の定額利用を補助することにより、保護者がおむつ等の持参及び持ち帰りの手間をなくし、子育て世帯を支援する。
⑫延長保育の実施	**幼児保育課**	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、保護者のニーズに沿った延長保育を公立・民間保育所等で実施します。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を市内施設14施設（公立保育所1か所、民間保育所1か所、公立認定こども園1か所、民間認定こども園10か所、小規模保育所1か所）で実施し、延べ13,285人（実利用人数360人）の児童が利用した。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育を実施する。	平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、開所時間内で実施する延長保育を今後も継続して、全園での延長保育を実施する。
⑬公立・民間保育所等での一時預かりの継続	**幼児保育課**	公立・民間保育施設及び子育て支援センターで実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。	保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減のために子どもを預かる制度で、市内施設5か所（共存園、新開、蛭間、神島田、双葉、東地区子育て支援センター）で実施し、延べ3,385人（実利用人数164人）の児童が利用した。	民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園２か所（共存園保育所、新開こども園）、民間認定こども園3か所（あたごこども園、神島田こども園、つしま幼稚園）、幼稚園1か所（双葉幼稚園）において、一時預かり事業を実施する。また、保護者の様々な保育ニーズに対応するため東・西地区子育て支援センターにおいて半日単位の一時預かり事業を実施する。	民間保育所1か所（蛭間保育園）、公立認定こども園2か所（新開こども園、共存園保育所）、民間認定こども園3か所（あたごこども園、神島田こども園、つしま幼稚園）、幼稚園1か所（双葉幼稚園）、子育て支援拠点2か所（東・西地区子育て支援センター）において、一時預かり事業を実施する。
⑭病児・病後児保育の充実	**幼児保育課**	民間幼保連携型認定こども園で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。	児童が病気により集団保育の困難な期間でかつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童について、一時的にその児童を預かる制度で、神島田こども園にて84人の児童が登録し、延べ49人が利用した。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。	病気により集団保育が困難でかつ保護者の就労等により保育が必要な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業を神島田こども園にて継続して実施する。
⑮医療的ケア児保育支援事業の実施	**幼児保育課**	医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある児童）が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	令和7年度、医療的ケア児の受け入れはなし。令和８年度入所希望児童の入所に向け、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため関係機関と随時情報共有を図った。	引き続き関係機関と情報共有していくことで、新たな医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、医療的ケア児が保育所等の利用を希望した場合に、受入ができるよう受入体制を整備する。また、入所決定した医療的ケア児について入所施設（昭和幼稚園）と連携し、地域生活支援の向上を図る。	引き続き関係機関と情報共有していくことで、新たな医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、医療的ケア児が保育所等の利用を希望した場合に、受入ができるよう受入体制を整備する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	**❶子育て支援サービス**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
⑯休日保育の継続	**幼児保育課**	民間幼保連携型認定こども園で実施している休日保育事業を、今後も継続していきます。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる制度で、令和７年度はあたごこども園にて9人の児童が登録し、延べ137人が利用した。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。	保護者の就労等により休日に保育を必要とする児童を預かる休日保育事業をあたごこども園にて継続して実施する。
⑰児童養護施設等の短期利用	**子育て支援課**	緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。今後も５施設への委託を継続していきます。	委託施設を乳児院・児童養護施設共に1施設ずつ増やし５施設とし、利用しやすい体制を整えた。利用件数4件	緊急の用事等で保護者が一時的に養育できない場合に、施設で一時的に養育を実施する。今後も５施設への委託を継続し、安心して利用ができるよう施設と連携するとともに、事業の周知をしていく。	緊急の用事等で保護者が一時的に養育できない場合に、施設で一時的に養育を実施する。今後も６施設への委託を継続し、安心して利用ができるよう施設と連携するとともに、事業の周知をしていく。
⑱家庭教育の推進	**社会教育課**	小学校の保護者を中心に家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供しており、今後も実施の支援をします。 家庭教育推進地区の指定を行い、地区の家庭教育の推進強化を行います。	令和7年度～令和9年度の重点地域である北小学校区において、家庭教育の推進を強化し、保護者相互の交流と家庭教育の充実を目的に、「クリーン大作戦」等の教室を開催した。	令和7年度～令和9年度に北小学校区を重点地域に指定し、、家庭教育の推進を強化する。小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供し、実施の支援を行う。	令和7年度～令和9年度に北小学校区を重点地域に指定し、、家庭教育の推進を強化する。小学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供し、実施の支援を行う。
⑲夏休み上映会の開催	**社会教育課**	夏休みの家庭での共通の話題作りや平和学習の一つとして「おいまつシネマ」を継続して開催します。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして「夏のおやこ映画会」を児童科学館で開催した。 8月6日（水）から9日（金）まで。延べ参加者数19人。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして映画上映会を開催する。 8月5日(水)・6日(木)・23日(日)に開催する。	夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして映画上映会を開催する。
⑳親子でふれあう科学教室の開催	**社会教育課**	天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作を開催します。	児童科学館において、四季の星空教室や天文科学工作教室、わくわく工作教室や、昆虫展などの企画展を開催した。計12回、延べ参加者数143人。	児童科学館において、四季の星空教室や工作、企画展を開催する。	児童科学館において、四季の星空教室や工作、企画展を開催する。
㉑屈折検査機器による視覚検査の実施	**健康推進課**	日常生活で発見し難い弱視や眼疾患の早期発見・早期治療につなげるため、3歳児健康診査において、屈折検査を実施します。	3歳児健康診査において、屈折検査を実施し、弱視や眼疾患の早期発見、早期治療に努めた。受診者294人	弱視や眼疾患の早期発見・早期治療につなげるため、3歳児健康診査において、屈折検査を実施する。	弱視や眼疾患の早期発見・早期治療につなげるため、3歳児健康診査において、屈折検査を実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	**❷経済的支援・子どもの貧困対策**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①ひとり親家庭等の支援	**子育て支援課**	ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。	ひとり親家庭等の経済的支援を図るため、広報誌ホームページ冊子等で制度の周知を徹底した。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、広報誌、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、広報誌、ホームページ、冊子等で制度の周知を徹底する。
②児童手当の支給	**子育て支援課**	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当法に基づき手当を支給します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与した。 令和6年10月より制度改正。 述べ支給児童数83,081人。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与する。
③子ども医療費の支給	**保険年金課**	子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。	18歳以下のこども全員の医療費の助成を行った。 受給者数　2,068人（未就学児） 4,856人（小１～高３） （令和８年３月時点）	子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。	子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。
④第2子保育料の無料化	**幼児保育課**	多子世帯の経済的負担軽減を図るため、保育所・認定こども園等の第２子以降の保育料を所得制限・年齢制限なく無料化します。	市内在住で保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に通園する第2子以降の児童の保育料を無料とした。 延べ対象児童数　1,934人	今後も継続して第2子以降の保育料の無料化を所得制限・年齢制限なく実施する。	今後も継続して第2子以降の保育料の無料化を所得制限・年齢制限なく実施する。
⑤保育料の一部免除	**幼児保育課**	大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除のため、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究してきました。今後も適正な保育料、免除の基準を検討してまいります。	市内保育所及び幼保連携型認定こども園等と連携し保護者の家庭状況を把握に努めた。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討する。	今後も市内の家庭の実態や近隣市町村の状況を鑑みて検討する。
⑥実費徴収に係る補足給付の支給	**幼児保育課**	保育所・認定こども園に通う低所得世帯の児童の施設が実費徴収する日用品等の一部を補助します。	生活保護世帯の児10人（9世帯）に対し、令和7年度に購入した日用品等の一部を補助した。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施する。	施設及び対象世帯への制度の周知を徹底し、今後も継続して日用品の補助を実施する。
⑦施設等利用給付費の支給	**幼児保育課**	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給します。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給した。 幼稚園対象児童数　延べ人数33人 認可外保育施設　延べ人数95人	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。	特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給を行う。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**１．本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	**❷経済的支援・子どもの貧困対策**

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
⑧保育所等副食費半額相当額の補助	**幼児保育課**	物価高騰による保護者の経済的負担軽減を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園等の副食費の半額相当額を補助します。			
⑨学校給食費に対する支援	**学校教育課**	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に対して補助を行います。	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に対して補助を行いました。	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に対して補助を行います。	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に対して補助を行います。
⑩就学援助費の支給	**学校教育課**	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を、申請のあった483人（323世帯）に合計18,890,414円を支給した。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。	小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行う。
⑪私立高等学校授業料の補助	**学校教育課**	私立高等学校に在籍する者の保護者負担軽減をはかるため、補助の要件を満たした場合において、私立高等学校授業料の一部を補助します。	私立高等学校に在籍する者の保護者負担軽減をはかるため、補助の要件を満たした場合において、私立高等学校授業料の一部を補助しました。	私立高等学校に在籍する者の保護者負担軽減をはかるため、補助の要件を満たした場合において、私立高等学校授業料の一部を補助します。	私立高等学校に在籍する者の保護者負担軽減をはかるため、補助の要件を満たした場合において、私立高等学校授業料の一部を補助します。
⑫遺児手当の支給	**子育て支援課**	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「津島市遺児手当支給条例」（昭和49年条例第９号）に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、津島市遺児手当を支給した。 4月１日現在　受給者数189人（児童数283人）	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。
⑬児童扶養手当の支給	**子育て支援課**	制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」（昭和36年法律第238号）に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。	ひとり親世帯の経済的支援を図るため、児童扶養手当を支給した。 令和6年11月より制度改正。 4月１日現在　受給者数356人（児童数531人）	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。	制度の周知を徹底し、ひとり親世帯の経済的支援を図る。
⑭母子・父子家庭医療費の支給	**保険年金課**	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	母子・父子家庭医療費の助成を行った。 受給対象者数878人　うちこども477人 （令和８年３月時点）	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。	母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。
⑮母子・父子家庭自立支援のための給付金の支給	**子育て支援課**	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っていきます。	母子家庭の母・父子家庭の父の自立を図るため、児童扶養手当等受給者等にチラシを配布し周知に努めた。 受給者数4人	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父の自立の支援を図る。	制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父の自立の支援を図る。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑯つしま出産応援金・つしま出産お祝い金の支給	**健康推進課**	妊娠届出後につしま出産応援金を、赤ちゃん訪問後につしま出産お祝い金をそれぞれ支給します。	つしま出産応援金　276件支給 つしま出産お祝い金　255件支給	妊娠届出後につしま出産応援金を、赤ちゃん訪問後につしま出産お祝い金を支給する。	妊娠届出後につしま出産応援金を、赤ちゃん訪問後につしま出産お祝い金を支給する。
⑰初回産科受診料の助成	**健康推進課**	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用の一部を助成します。	０件	20件予定	20件予定
⑱産婦健康診査費の助成	**健康推進課**	産後うつの予防や新生児虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対して、健康診査に係る費用の一部を助成します。	受診者350人	県内医療機関382人予定 県外医療機関21人予定	県内医療機関382人予定 県外医療機関21人予定
⑲新生児聴覚検査の実施	**健康推進課**	聴覚障がいを早期に発見するため、生後４週間までの新生児が行う聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	受診者233人	県内医療機関229人予定 県外医療機関10人予定	県内医療機関229人予定 県外医療機関10人予定
⑳おたふくかぜワクチン任意接種費の助成	**健康推進課**	おたふくかぜワクチンの任意接種の２回分（１歳児及び年長児）の接種費用の一部を助成します。	１歳児：205人 年長児：214人	市内医療機関443人予定 市外医療機関61人予定	市内医療機関443人予定 市外医療機関61人予定
㉑　子どもの学習支援	**福祉課**	学校の勉強の復習や学習の習慣づけ及び子どもが安心して通える居場所の提供を目的とした学習支援を、生活困窮世帯の小中学生を対象に実施します。	生活困窮世帯の小中学生を対象に、学校教育課が発送する就学援助費の決定通知に、案内チラシ等を同封し制度の周知を徹底した。 令和７年５月から事業を実施し、実開催日数48日、延べ参加者数403名となった。	生活困窮世帯の小中学生を対象に、学校教育課が発送する就学援助費の決定通知に、案内チラシ等を同封し制度の周知を徹底する。	生活困窮世帯の小中学生を対象に、学校教育課が発送する就学援助費の決定通知に、案内チラシ等を同封し制度の周知を徹底する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**２．本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	**観光・プロモーション課**	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・ＰＲを一層充実して周知を図ります。	・労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、継続して周知を図った。 ・出産後等の女性の再就職について相談できる「ママ・ジョブ・あいち無料出張相談」を実施した。	・労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、継続して周知を図っていく。 ・出産後等の女性の再就職について相談できる「ママ・ジョブ・あいち無料出張相談」を実施する。	労働関係法令に関するリーフレットなどを窓口に配置し、継続して周知を図っていく。
②男女共同参画意識の啓発	**人権推進課**	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。	○国や県から配布される男女共同参画関連の資料を公共施設に配置し周知に努めた。 ○男女共同参画啓発パネルの展示 ・男女共同参画週間（6月19日～6月30日）ヨシヅヤ津島本店「データで分かる！愛知の女性」 ・男女共同参画月間（9月30日～10月31日）津島市文化会館１階市民交流コーナー「男女共同参画のキホン－政治編－」 ○男女共同参画に関するセミナーを、男女共同参画に対する意識啓発や理解を深めることを目的に4回開催した。 ・市民対象　南文化センター３階大会議室 8/3（日）「防災講座＋キラキラ保冷剤づくり」 28名(女性17名) ・企業対象　津島市文化会館２階視聴覚室 「津島市女性活躍推進セミナー（講演会＆交流会）」 女性43名 ・職員対象　市役所 11/7（金）「男女共同参画社会…ジェンダー平等にむけて」20名（女性8名） ・男性保護者とこども対象　南文化センター２階調理室 3/14（土）「親子お菓子作り教室」17名（女性7名） ○女性活躍推進 ・市民、市関係団体、市内小中学校、市議会議員、市職員等 津島市女性活躍推進セミナー　児童科学館２階視聴覚室 「女性が輝く社会をめざして」 講師：古瀬愛知県副知事　63名（女性49名） ○津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）を令和８年3月に策 定した。 ○女性チャレンジ支援情報をホームページに掲載し、啓発を行った。 ○人権・男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、ホームページに掲載した。	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画セミナーの開催など、様々な方法により、啓発活動を行う。 また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供するとともに、 津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）を基に、各課が実施する事業の進捗、評価を行う。 ○令和８年男女共同参画セミナー4回開催予定 ・企業、園児、職員、男親を対象に各１回開催 ○男女共同参画啓発パネルの展示 ・男女共同参画週間（6月23日～29日） ヨシヅヤ津島本店 「改訂　ＬＧＢＴＱ＋の基礎知識」 男女共同参画月間（10月１日～31日） 文化会館予定 「改訂　知って欲しい　ＤＶのこと」	性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会に向けて、様々な方法により、啓発活動を継続する。 また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供するとともに、 津島市男女共同参画プラン2030（改訂版）を基に、各課が実施する事業の進捗、評価を行う。 男性を対象とした男女共同参画セミナーの実施について、検討していく。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

③ファミリー・サポートの充実	**幼児保育課**	ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ります。	令和７年度の実績として提供会員数239人、両方会員数24人、依頼会員数443人、預かりサポート303件、送迎607件、病児預かり5件、病児送迎3件 令和7年度に実施した利用促進に実績として、実人数28人、利用延べ時間51時間	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施する。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施する。	地域において育児をしたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行っていくファミリー・サポート・センター事業を実施する。子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなどを今後も継続して実施する。
④雇用情報の提供	**観光・プロモーション課**	ハローワーク等関係機関と連携して、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実させます。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を掲載した。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。	市ホームページにおいて、労働相談・就業等相談窓口として、ハローワーク等のホームページのリンク先を継続して掲載する。

大項目	**（２）子育て家庭の支援**
中項目（１）	**３．本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	**健康推進課**	妊娠期からの虐待予防の取組として、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。	妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、妊娠期から相談しやすい体制を整備した。また、支援が必要な方に対して、利用者支援事業連絡会議や要保護児童対策地域協議会の場を利用し、児童虐待部門と連携し、支援を実施した。	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。
	子育て支援課		要支援妊婦、特定妊婦に対し、母子保健と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を行った。 妊娠期からの継続支援　6件	要支援妊婦、特定妊婦に対し、母子保健と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を継続して実施する。	要支援妊婦、特定妊婦に対し、母子保健と連携し、妊娠期から家庭訪問や面接を行い、出産後の安心・安全な育児の為に必要な支援を継続して実施する。
②乳児家庭全戸訪問の実施	**子育て支援課**	生後４か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行います。	生後４か月までの乳児のいる家庭に、保健師や保育士、主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行い、適切な支援につなげることができた。（乳児家庭全戸訪問事業　243件）	生後４か月までの乳児のいる家庭に、保健師や助産師、主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行い、適切な支援を実施する。	生後４か月までの乳児のいる家庭に、保健師や助産師、主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行い、適切な支援を実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（３）子どもの安全・安心を保証する取組**
中項目（１）	**１．本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行います。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①防犯教育の促進	**市民協働課**	学校等において防犯教室、講話等を実施します。	地域住民対象の防犯教室、講話等を４回実施した。	保育園、学校等において防犯教室、講話等を実施し、子どもの安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。	認定こども園等において防犯教室、講話等を実施し、子どもの安全と地域ぐるみの防犯対策を図る。
②交通安全教育の推進	**市民協働課**	学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。	コミュニティ・交通安全団体・学校・認定こども園等と連携し、交通安全教室、啓発活動等の対策を計38回実施した。	コミュニティ・交通安全団体・学校・認定こども園等と連携し、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室等を実施する。	コミュニティ・交通安全団体・学校・認定こども園等と連携し、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室等を実施する。
③防犯カメラの整備	**市民協働課**	安全で安心できるまちにするため、町内会等に防犯カメラの設置補助を行います。	２件の町内会に防犯カメラ設置補助を行った。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。	今後も安全安心なまちのため、防犯カメラの設置補助を推進する。
④「子ども１１０番の家」の充実	**市民協働課**	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども１１０番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼していきます。	令和7年度より学校教育課へ事務移管	令和7年度より学校教育課へ事務移管	令和7年度より学校教育課へ事務移管
	学校教育課		教員による通学路点検を実施した。	教員による通学路点検を実施する。	教員による通学路点検を実施する。
⑤チャイルドシートの正しい使用の徹底	**市民協働課**	広報紙において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかかげ交通安全広報を実施します。	広報紙に掲載するとともに、警察署や関係団体と連携してチャイルドシート着用徹底を訴えるを街頭啓発活動を実施した。	広報紙に掲載するとともに、警察署や関係団体と連携してチャイルドシート着用徹底を訴えるを街頭啓発活動を実施する。	広報紙に掲載するとともに、警察署や関係団体と連携してチャイルドシート着用徹底を訴えるを街頭啓発活動を実施する。
⑥地域安全広報活動の推進	**市民協働課**	地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンの実施を支援します。	警察署及び関係団体等と連携し、街頭キャンペーンを実施した。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーン、広報巡回により防犯啓発を実施する。	関係機関と連携した効果的な街頭キャンペーンにより防犯啓発を実施する。
⑦パトロール活動の推進	**市民協働課**	ボランティア団体等による防犯パトロールの実施を支援します。	ボランティア団体等による防犯パトロールを7回実施した。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。	警察署員と防犯パトロールに参加することで協力支援を図る。
⑧各種街頭啓発活動の推進	**社会教育課**	青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、交通安全やＳＮＳの安全利用等の啓発活動を県や関係機関と協調・連携しながら実施します。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動（夏期・冬期）」などを実施した。また、津島保護区保護司会主催の「社会を明るくする運動」に共催し、街頭キャンペーンを実施した。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動（夏期・冬期）」等を実施する。	県や関係機関と連携し、「青少年の非行・被害防止に取り組む運動（夏期・冬期）」等を実施する。
	市民協働課		県や関係団体と連携し、街頭キャンペーンやSNS等を利用した広報を実施した。	県や関係団体と連携し、街頭キャンペーンやSNS等を利用した広報を実施する。	県や関係団体と連携し、街頭キャンペーンやSNS等を利用した広報を実施する。
⑨防火思想の普及啓発活動の推進	**消防本部**	保育所、幼稚園等に対して、花火指導や消防教室等を実施します。	花火指導：７～８月にかけて、市内16施設880名の園児を対象に実施 消防教室：10月28～30日にかけて、市内16施設350名の園児を対象に実施	花火指導：７～８月にかけて、市内15施設の園児を対象に実施予定 消防教室：10月28～30日にかけて、市内15施設の園児を対象に実施予定	継続して実施予定

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑩防災教育の推進	**消防本部**	小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施します。また、中学校一年生を対象に、防火・防災の講座を実施し、自助・共助の重要性を学んでもらい、災害時には率先して行動できるよう育成します。	起震車:市内７小学校272名の児童を対象に実施（１校雨天中止） 防火・防災講座：４中学校393名に実施	県起震車の更新により、仕様等が変わり利用条件が変更となったもの。（子どもだけの乗車体験ができなくなった） 学校教育課との話し合いにより中止となった。	令和８年度で消防本部が得た新起震車の取扱い方法やノウハウを基に、事前に学校教育課へ事前相談の上、市内８小学校へ照会予定。
⑪子どもへの性暴力を防ぐ取組の実施	**幼児保育課**	保育所など子どもに関わる施設の職員の雇用にあたっては性犯罪歴の確認を行うほか、職員に対して性暴力に関する研修を実施します。	過去に保育所等で勤務経験のある保育士等を雇用する場合は保育士特定登録取消者管理システムにて確認を行った。性暴力に関する研修が、保育従事者等に対し市内全施設で受講する体制を整備しました。	過去に保育所等で勤務経験のある保育士等を雇用する場合は保育士特定登録取消者管理システムにて確認を行う。こども性暴力防止法施行に伴い性暴力に関する研修について、保育従事者の受講を完了します。	過去に保育所等で勤務経験のある保育士等を雇用する場合は保育士特定登録取消者管理システムにて確認を行う。こども性暴力防止法施行に伴い性暴力に関する研修について、保育従事者の受講を完了します。

大項目	**（３）子どもの安全・安心を保証する取組**
中項目（１）	**２．本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①学校施設の整備	**学校教育課**	子どもが安全に安心して生活できるよう、学校施設の維持管理に努めます。	高台寺小学校体育館の修繕工事を行った。	神守中学校南館のバリアフリー化工事を行う。	天王中学校の長寿命化改修修繕を行う。 蛭間小学校等の長寿命化改修修繕の内容の精査を行う。
②公園の整備維持管理	**都市整備課**	市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、必要に応じた新たな整備や適切な維持管理に努めます。	市内54カ所の公園の遊具の点検を年３回実施し、6公園の修繕工事を行った。	遊具の点検を年３回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。	遊具の点検を年３回実施し、必要に応じて修繕工事を行う。
③道路の整備維持管理	**都市整備課**	歩行者の安全確保のため、道路や歩道の整備及び舗装の補修等を行います。	通学路安全プログラムで対策が必要な3地区について、路面標示（グリーンベルト）補修工事等を実施した。	通学路安全プログラムで対策が必要な2地区について、歩道整備及び舗装補修工事を行う。	通学路安全プログラムで対策が必要な地区について、安全対策工事及び修繕の実施を行う。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（４）子どもの参画の推進**
中項目（１）	**１．子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めます。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①子どもの意見の尊重	**子育て支援課**	子育てイベント等の子どもに関する施策や将来の計画の策定について、アンケート等で意見を求めるときには、大人の意見とともに、子どものアンケートの実施を検討します。 子どもが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表委員会を開催します。また、教師が子どもの思いに寄り添い、考えや悩みを把握するため、生活アンケートや教育相談を定期的に実施します。	・子どもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施（30件回答） ・児童館において来館者アンケートを実施（66件回答）	こどもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケートを実施する。	こどもの居場所づくり事業において参加者アンケートを実施する。 児童館において来館者アンケートを実施する。
	幼児保育課		子育て支援センターにアンケートボックスを設置、子育て家庭の多様な声を継続的に把握し、子育て支援施策の検討や見直しに反映していく。令和７年度はアンケートでの意見をもとに絵本のリサイクル「つなげる絵本のわ」を実施し、48冊の絵本がリサイクルされた。 支援センターにＢＧＭをかけてほしいという意見を元に童謡等をかけ、過ごしやすい環境を整備した。	より多くの意見を発信しやすくすることを目的に、電子アンケートの導入を行い、より多くの意見を聞き、子育て支援施策の検討や見直しに反映させていきます。	より多くの意見を発信しやすくすることを目的に、電子アンケートの導入を行い、より多くの意見を聞き、子育て支援施策の検討や見直しに反映させていきます。
	学校教育課		子どもが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表委員会を開催しました。また、教師が子どもの思いに寄り添い、考えや悩みを把握するため、生活アンケートや教育相談を定期的に実施しました。	子どもが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表委員会を開催しました。また、教師が子どもの思いに寄り添い、考えや悩みを把握するため、生活アンケートや教育相談を定期的に実施します。	子どもが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表委員会を開催しました。また、教師が子どもの思いに寄り添い、考えや悩みを把握するため、生活アンケートや教育相談を定期的に実施します。
	社会教育課		放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、令和７年度に参加児童を対象としたアンケートを実施（204件回答）	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。	放課後子ども教室に参加した児童のニーズや満足度を把握し、今後の放課後子ども教室の運営に役立てるため、参加児童を対象としたアンケートを実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（５）子どもの育成に係る相談体制の充実等**
中項目（１）	**１．本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①家庭訪問による早期発見	**子育て支援課**	関係機関と連携を取りながら、要支援家庭及びヤングケアラーの把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。	関係機関と連携を取り情報共有しながら、要支援家庭に家庭訪問や面接等を継続することで信頼関係を築いていった。（養育支援訪問件数　16世帯73回）	関係機関と連携を取り情報共有しながら、要支援家庭及びヤングケアラーの把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努める。またヤングケアラー実態調査を実施し、実態を把握し、支援につなげていく。	関係機関と連携を取り情報共有しながら、要支援家庭及びヤングケアラーの把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努める。またヤングケアラー実態調査を実施し、実態を把握し、支援につなげていく。
	学校教育課		各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握した。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。	各学校が地域訪問・家庭訪問を実施し、家庭の様子を把握する。
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	**健康推進課**	児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育での啓発内容の充実に努めます。 児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、歯科保健教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。	こどもの自己肯定感向上に向けて、思春期教育をしない小学校８校、中学校４校、合計１１８０人に実施。自己肯定感や生活習慣に関するアンケートを集計し、学校関係機関と学童期・思春期の健康課題を共有した。	乳幼児健診では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。こどもの自己肯定感の向上、生活習慣の改善に向けて、市内小中学校と連携し思春期教育を実施する。	乳幼児健診では自己肯定感と生活習慣に関する啓発を実施する。こどもの自己肯定感の向上、生活習慣の改善に向けて、市内小中学校と連携し思春期教育を実施する。
③虐待を防ぐための各種知識の普及啓発	**子育て支援課**	各施設・各家庭へのリーフレット配布や研修会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。	5月こども家庭センター案内チラシ、11月児童虐待防止周知チラシをこども園、小中学校等公共機関や民生委員に配布。11/４ヨジヅヤにて周知活動（リーフレット、ティッシュ配布）、11/19児童虐待防止に関する研修会開催55名参加、公式ラインやインスタグラムにて普及啓発記事掲載等行い、児童虐待防止の周知啓発活動を行った。	5月こども家庭センター案内チラシ、11月児童虐待防止周知チラシ配布。11月児童虐待防止に関する研修会開催。ヨジヅヤでの周知活動（リーフレット、ティッシュ等配布）、公式ラインやインスタグラム等SNSでの普及啓発記事掲載等児童虐待防止の周知啓発活動を実施し、虐待予防、早期発見に努めていく。	5月こども家庭センター案内チラシ、11月児童虐待防止周知チラシ配布。12月児童虐待防止に関する研修会開催。ヨジヅヤでの周知活動（リーフレット、ティッシュ等配布）、公式ラインやインスタグラム等SNSでの普及啓発記事掲載等児童虐待防止の周知啓発活動を実施し、虐待予防、早期発見に努めていく。
	学校教育課		県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知した。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。
④育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実	**健康推進課**	育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。	乳幼児健康診査において、こどもの発達過程についてのプリントをお渡しし保護者に発達過程の認知を促し、必要時、早期に関わりを持てるように働きかけた。こどもの発達課題や養育者の問題に応じて、保健・福祉・教育・医療など各部門と連携し適切に支援に結びつくよう支援を実施した。	乳幼児健康診査の機会を利用し、早期に関わりを持つことを重視し、継続的な支援を実施する。	乳幼児健康診査の機会を利用し、早期に関わりを持つことを重視し、継続的な支援を実施する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

⑤障がい児等の相談体制の充実	**福祉課**	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・子ども家庭支援員、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく障がいを持つ児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・子ども家庭支援員、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図りました。また、障がいを持つ児童への障がい福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じました。 また、津島市社会福祉協議会に委託した基幹相談支援センターにおいても、相談に応じました。	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・子ども家庭支援員、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図りました。また、障がいを持つ児童への障がい福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。 また、津島市社会福祉協議会に委託した基幹相談支援センターにおいても、相談に応じるようにします。	医療や療育などの支援を推進するため、保健師・子ども家庭支援員、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図りました。また、障がいを持つ児童への障がい福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。 また、津島市社会福祉協議会に委託した基幹相談支援センターにおいても、相談に応じています。
⑥ひとり親家庭等の相談体制の充実	**子育て支援課**	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。	母子家庭・父子家庭の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上などの相談を行った。 母子・父子自立支援員が行った相談件数　360件	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。	母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行う。

大項目	**（５）子どもの育成に係る相談体制の充実等**
中項目（１）	**２．本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり	**子育て支援課**	関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	年度当初教頭校長会、保育協会、発達支援部会や学童会議の場へ出向き、こども家庭センターの役割を周知し、関係機関との連携強化、適切な情報共有を依頼し、支援体制の整備に努めた。	関係機関との連携強化、適切な情報共有、支援体制の整備に努めていく。	関係機関との連携強化、適切な情報共有、支援体制の整備に努めていく。
	学校教育課		県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知した。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。	県主催で「児童虐待防止研修会」が開催されており、その案内を各小中学校に周知する。
②相談体制、ネットワークの強化	**子育て支援課**	児童相談所や保健所等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めた。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努める。	要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や保健所、警察署等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努める。
	学校教育課		要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応した。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。	要保護ネットワーク会議で各関係機関と情報交換を行い、必要に応じて連携して対応する。

第3期津島市子ども条例推進計画の進捗状況

大項目	**（６）虐待、体罰、いじめ等の救済等**
中項目（１）	**１．本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①ネットワークの強化	**子育て支援課**	発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。	要保護児童対策地域協議会を活用しながら児童相談所や保健所等関係機関との連携を強化し、情報共有、役割分担を確認しながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施した。 要保護児童対策地域協議会　1回開催 ネットワーク会議　12回開催 サポートチーム会議　７回開催	要保護児童対策地域協議会を活用しながら児童相談所や保健所等関係機関との連携を強化し、情報共有、役割分担を確認しながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施していく。	要保護児童対策地域協議会を活用しながら児童相談所や保健所等関係機関との連携を強化し、情報共有、役割分担を確認しながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施していく。

大項目	**（６）虐待、体罰、いじめ等の救済等**
中項目（１）	**２．学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。**
中項目（２）	
小項目	

取組事業	担当課	取組事業内容	令和７年度実績	令和８年度実施計画	令和９年度以降の実施計画予定
①学校での相談体制の充実	**学校教育課**	教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作った。また学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して相談対応した。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。	スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい体制を作っている。また、学校、教育委員会、家庭児童相談室と連携して対応する。
②スクールカウンセラーの配置	**学校教育課**	全小中学校に小中連携型のスクールカウンセラーを配置し、継続的な相談支援が行えるようにします。また、市雇用のスクールカウンセラーを、必要に応じて学校のコンサルテーションや個別事案の対応にあたることができるように配置します。	県からの派遣5人（相談1,055件）、市雇用のスクールカウンセラー2人（相談326件）を市内小中学校に配置することにより、相談窓口体制を整備した。	県派遣のスクールカウンセラーは小学校と中学校で連携して相談活動を行うため中学校区に1人ずつの5人、市雇用のスクールカウンセラー2人を市内小中学校に配置することにより、相談窓口体制を整備する。	県派遣のスクールカウンセラーは小学校と中学校で連携して相談活動を行うため中学校区に1人ずつの5人、市雇用のスクールカウンセラー2人を市内小中学校に配置することにより、相談窓口体制を整備する。
③スクールソーシャルワーカーの配置	**学校教育課**	不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれる環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを（市雇用で１名）配置します。	不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれる環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを（市雇用で１名）配置しました。	不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれる環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを（市雇用で１名）配置します。	不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれる環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを（市雇用で１名）配置します。